

平成18年度長野県の工賃月額の実績について

施設種別	報告対象数	施設数 (19.4.1)	施設の定員 (人)	1人1月当たり 工賃支払平均額 (円、端数四捨五入)	同左の全国工賃 支払平均額 (円、端数四捨五入)
身体障害者小規模通所授産	10	5	10～19	9,484	10,415
知的障害者小規模通所授産	3	1	10～19	10,545	10,896
精神障害者小規模通所授産	8	7	15～19	9,670	7,335
身体障害者通所授産(入所通所部含)	7	6	10～30	13,853	19,394
知的障害者通所授産(入所通所部含)	42	38	9～40	13,754	11,502
精神障害者通所授産	12	12	20～25	8,167	12,745
身体障害者入所授産	5	5	40～50	6,256	18,117
知的障害者入所授産	4	4	40～220	4,817	10,334
精神障害者入所授産	1	1	24	6,986	10,946
小計 (工賃倍増計画対象施設)	92	79		10,548	12,222

身体障害者福祉工場	1	0	70	193,893	172,983
知的障害者福祉工場	2	1	24	89,984	84,112
計	95	80		14,989	15,257

(調査方法)

ア 本工賃実績は、国通知 [「平成19年4月2日付障障発第0402001号『就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について』厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知」] に基づき事業者(施設)から報告を受けた平成18年度の工賃実績

イ 工賃実績報告対象事業所等

(一体的な管理運営が行われている事業にあっても、事業ごとに算定)

- ① 就労継続支援事業所(A型、B型)
- ② 身体・知的・精神障害者の入所・通所(小規模を含む。)授産施設、福祉工場

* 上記以外の事業で「工賃」が生ずる場合にあっては、今回は工賃実績を求めない。

ウ 工賃の範囲

工賃、賃金、給与、手当及び賞与など、事業者が利用者に支払う全てのもの

エ 工賃算定上の実績対象外とする内容

- ① 日給は、1日当たりの就労が3時間以下の場合
- ② 途中入退所により在籍期間が1か月に満たない月
- ③ 利用開始から1年を経過しない者分